

# 住宅改修の手続き

償還払いの  
サービス

介護保険の住宅改修は、要介護（支援）認定を受けている方が、自宅で自立した生活を続けるためや介護者の負担軽減のために必要な住宅の改修費用の一部を支給する制度です。

手すりの取付けや段差解消などの小規模な住宅改修を行う場合、対象費用額 20 万円を上限に、申請により利用者負担額（1 割、2 割又は 3 割）を差し引いた金額を支給（償還払い）します。


## ● 対象となる住宅改修 ●

<p>①手すりの取付け</p> 	<p>②段差の解消</p> 	<p>③滑り防止及び移動の円滑化のための床材または通路面の材料の変更</p> 
<p>④引き戸等への扉の取替え</p> 	<p>⑤洋式便器等への便器の取替え</p> 	<p>①～⑤の改修に伴って必要となる工事</p>

## ● 住宅改修費の支給利用の流れ ●

事前申請が  
必要です。

ケアマネジャー等が住宅の状況、身体状況等を総合的に考慮して、住宅改修の必要性を判断し、「住宅改修が必要な理由書」を作成しますので、必ず着工前にケアマネジャーにご相談ください。

- 1 ケアマネジャー等に相談  
※ケアマネジャー等が「住宅改修が必要な理由書」を作成します。
  - 2 施工業者選び→工事見積書等の作成依頼  
（複数の業者から見積りを取り、適正な金額を確認しましょう。）
  - 3 市へ事前の申請（必要書類は裏面をご覧ください）  
※工事着工前に事前申請が必要です。  
事前申請せずに着工した工事は、給付の対象となりません。  
（訪問調査を実施する場合があります。）
  - 4 事前申請承認後、改修工事の実施・完了
  - 5 工事代金支払い後、事後申請（工事費用はいったん全額自己負担となります。）
  - 6 住宅改修費の支給  
（支給審査のため、申請から支給まで約2～3か月かかります。）
- 

## ● 支給方法と自己負担額 ●

### 【支給限度額】

対象費用額20万円を上限に、利用者負担額（1割、2割又は3割）を差し引いた金額

- 対象費用額20万円の上限に達するまで、分割して利用することもできます。
- 転居した場合や、要介護度が3段階以上上がった場合は、改めてもう1度、20万円の上限まで利用できます。

### 【支給方法】償還払い

- 償還払いとは、いったん全額自己負担していただき、申請手続きにより、給付対象金額を後日支給する方法です。

※ 申請後、内容の確認や外部機関による審査がありますので、支給までに2～3ヶ月を要します。

（例）平成30年に介護保険を利用して住宅改修工事を実施し、その給付対象工事額は15万円だった。今回、追加の住宅改修8万円の工事を実施する場合の自己負担額は？（負担割合が1割の場合）

支給限度額 200,000 円 - 平成30年度利用額 150,000 円 = 利用限度 残額 50,000 円

- ・ 支給限度額を超えた自己負担額 (今回の工事費用) - (利用限度残額)  
80,000 円 - 50,000 円 = 30,000 円
  - ・ 支給額の1割が自己負担額  
50,000 円 × 1割 = 5,000 円
- 【今回工事の自己負担額】 35,000 円

## ● 手続きに必要な書類 ●

### 事前の申請

【提出書類】 事前に申請審査を受けましょう。

- ① 住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成）
- ② 工事費用の見積書（被保険者本人宛、見積業者社印があるもの）  
（工事内訳書は、国が示す様式を標準とする）
- ③ 工事予定箇所が確認できる自宅見取り図（現況及び改修後が確認できるもの）  
※ 玄関外から通路の改修の場合は、改修箇所の平面図
- ④ 工事予定箇所が確認できる写真（撮影年月日の入ったもの）
- ⑤ カタログの写し（工事費用の内訳書に部材等のメーカー名、品番名がある場合は省略可）



### 支給申請書の提出＜完成後＞

【提出書類】 工事終了後、工事代金はいったん全額自己負担し、申請します。

- ① 住宅改修費支給申請書
- ② 領収書の原本（被保険者本人宛のもの）※写しをとって返却します。
- ③ 工事費用の請求書（工事内容、金額に変更がない場合は省略可）
- ④ 住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者が本人以外の場合のみ）
- ⑤ 委任状（振込口座が本人以外の場合のみ）
- ⑥ 完成後の改修箇所が確認できる写真（撮影年月日の入ったもの）
- ⑦ 住宅改修が必要な理由書（保険者確認済のもの）



### 【問合せ先】

〒939-0294 射水市新開発 410 番地 1

射水市 介護保険課 介護保険管理係 TEL：0766-51-6627